

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の指定に関する基準

1 原則として現に更生医療の対象となる身体障がい者の治療を行っており、かつ指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規定」という。）により、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

2 自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うのに十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

また、患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについても体制が整備されていること。なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

(4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

(5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、5年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。

また、通路、待合室など、身体障がいに配慮した設備構造等が確保（ア～ウ（※）のすべてを満たす）されていること。

ア 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。

イ 段差のない入口を設置している。

ウ 車いすでも来局利用しうる構造である。(特にトイレの利用に関して配慮を要する。既設の薬局等、構造を変更できない場合については職員の介助があること。)

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を5年以上有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。または、管理者(管理薬剤師)が厚生労働省開催の社会保険療養担当指導講習会(新規指定時集団指導)を受講しており、かつ過去に薬剤師としての経験を5年以上有していること。

また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保(※のすべてを満たす)されていること。

- (8) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者若しくは介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、原則として現に更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規定により、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

また、そのために、必要な職員を配置していること。

- 3 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。  
(2) それぞれの医療の種類(専門科目)につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上であること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(身体障害者福祉法の規定に基づく更生医療機関の指定に関する基準の廃止)

2 身体障害者福祉法の規定に基づく更生医療機関の指定に関する基準は廃止する。

附 則

この基準は、平成18年11月7日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。